



変更契約書

つなぎ融資

ご記入日 年 月 日

株式会社カシワバラ・アシスト 御中 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス18階 関東財務局長第01433号

| | | × 11 |
|-------|----|------|
| 債務者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 連帯保証人 | 住所 | 実印 |
| | 氏名 | |

債務者(連帯保証人を含む。以下同じ。)は、次のとおり貴社と本変更契約を締結しましたので、これを証し相違なく履行するため、本書を貴社に差し入れます。

第1条 (借入金額の変更)

債務者は、貴社との間で締結した 年 月 日 付金銭消費貸借契約(以下原契約という) 第1条に定める借入金額について、以下のとおり変更することに合意します。

| | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
| 第1回目 | Ħ | П |
| 第2回目 | Ħ | PI |
| 第3回目 | Ħ | PI |
| 総額 | 0 円 | 0 円 |

第2条 (利息及び融資手数料の精算)

前条による原契約の変更に伴い新たに債務者が負担し若しくは貴社が債務者に返還する利息及び融資手数料の精算については、貴社の定めるところに従い、次回融資実行時に一括して行うものとします。

第3条 (反社会的勢力の排除)

債務者又は連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと及び次の(1)から(6)までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても暴力団員等に該当せず、関係しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等に属する者が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等に属する者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってすること 等、不当に暴力団員等に属する者を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に属する者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等に属する者と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- (6) その他(1)から(5)までに掲げる者に準ずる者
- 2. 債務者又は連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の(1)から(5)までに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて債権者の信用を毀損し、又は債権者の業務を妨害する行為
 - (5) その他(1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為
- 3. 債務者又は連帯保証人が、暴力団員等若しくは第1項の(1)から(6)までのいずれかに該当し、若しくは前項の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、債務者は、債権者から返済請求を受けたときは、この契約に基づく債務の全部につき期限の利益を失い、この契約に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。
- 4. 債務者又は連帯保証人は、この契約に基づく債務に関し、債務者又は連帯保証人が暴力団員等から第2項の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、債権者に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力します。

第4条 (その他の事項)

債務者は、本変更契約に定めのない事項は原契約の定めに従うものとします。

第5条 (費用の負担)

債務者は、本契約書の作成その他本変更契約に関する一切の費用を負担するものとします。

| 受付日: | |
|------|----|
| 検印 | 担当 |
| | |
| | |
| | |

2023年10月改訂